

# 長寿医療制度のこれまでの主な改善策について(1)

	H20年3月以前	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	H19.10.30 与党PTとりまとめ	H20.4.1 法律施行		6.12 政府・与党とりまとめ	7.17 与党PTとりまとめ		9.9 与党PTとりまとめ
低所得者				<b>均等割のさらなる軽減</b> 平成20年度:均等割7割軽減世帯 → 8.5割軽減 平成21年度:均等割7割軽減世帯のうち、被保険者の全員が年金収入80万円以下の世帯→9割軽減  <b>所得割の軽減</b> 平成20・21年度:所得の低い方(年金収入153万円から211万まで)について、所得割を50%程度軽減			
被用者保険の被扶養者	平成20年4月から9月まで保険料徴収を凍結、10月から平成21年3月まで9割軽減				21年度も実施が必要		平成21年4月から1年間9割軽減
70歳から74歳の医療費の自己負担増(1割→2割)	平成20年4月から1年間凍結				21年度も実施が必要		平成21年4月から1年間凍結
年金からの支払い		4.15 第1回の年金からの支払い		<b>口座振替への切替</b> ・国保の保険料を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合 ・世帯主又は配偶者がいる方(年金収入が180万円未満の方)でその口座振替により納付する場合	7.25 口座振替へ切替を可能とする政令改正		<b>平成21年1月施行の措置</b> ・75歳到達月に自己負担が増加しないための特例の創設 ・自己負担割合が1割から3割になる被保険者について1割に戻すための基準の見直し
その他				<b>終末期相談支援料の凍結</b>		一般病棟に長期入院している高齢の脳卒中患者・認知症患者に関する診療報酬につき一定の要件を満たす方を減額対象外とする	

# 長寿医療制度のこれまでの主な改善策について(2)

	H20年10月	11月	12月	H21年1月	2月	3月	H21年4月～
		<div data-bbox="696 296 920 416"> <p><b>11.18</b> 与党PTとりまとめ</p> </div>					
低所得者		<div data-bbox="680 488 936 635"> <p>保険料軽減の財源 平成21年度以降の保険料軽減について、全額国費で対応する</p> </div>					<div data-bbox="1496 488 1861 754"> <p><b>均等割の軽減</b> (9割軽減) <b>所得割の軽減</b> (5割軽減) (平成20年度2次補正で計上) ※平成22年度以降の財源については、改めて調整。</p> </div>
被用者保険の被扶養者							<div data-bbox="1514 876 1861 967"> <p>平成21年度も1年間9割軽減延長 (平成20年度1次補正で計上)</p> </div>
70歳から74歳の医療費の自己負担増 (1割→2割)							<div data-bbox="1514 1058 1861 1149"> <p>平成21年度も1年間凍結 (平成20年度1次補正で計上)</p> </div>
年金からの支払い	<div data-bbox="416 1206 636 1374"> <p>10.15 第4回の年金からの支払い (被扶養者等からの年金の支払開始)</p> </div>	<div data-bbox="680 1206 936 1417"> <p><b>口座振替の選択制</b> 7月25日の政令改正の2つの要件を撤廃し、原則として口座振替と年金からの支払いの選択制とする</p> </div>	<div data-bbox="987 1206 1149 1374"> <p>12.下旬 口座振替の選択制の政令改正</p> </div>				<div data-bbox="1496 1206 1901 1358"> <p>4.15 平成21年度第1回の年金からの支払い (口座振替の選択をした方は、年金からの支払いが中止される)</p> </div>
その他							